

函館市監査公表第18号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 子 企
令和 4 年(2022年) 9 月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項，意見			
ア 受払いの管理について (ア) 払出し時の確認について 郵便切手等の払出し時の確認について，郵便切手等の払出し時の受払簿への記録や確認に係る事務において，当該使用者が一人で受払簿への確認を行っている状況が見受けられた。 当該事務に当たっては，事務的ミスや紛失，盗難・不正使用等を未然に防ぎ，その発生を最小限に抑えるためにも，当該使用者とは別の職員が確認を行う事務処理に改められたい。			
措置内容，対応・考え方			
今後は監査意見を踏まえ，誤謬や紛失等の事故を未然に防ぐため，郵便切手の使用にあたっては，使用者と異なる受払担当者が使用枚数や残枚数を確認のうえ使用者に交付し，受払簿に記録する事務処理に改めます。			

函 子 企
令和 4 年 (2022 年) 9 月 13 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他 (行政監査)	
監査等実施期間	令2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
ア 受払いの管理について (ウ) 保管場所について 郵便切手等の保管場所について、執務時間外に施錠できない場所で保管していた。 郵便切手等の保管については、盗難・不正使用等を未然に防ぐためにも、現金同様に施錠可能な場所での保管および鍵の持ち出しについて厳重に管理するよう改められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
今後は監査意見を踏まえ、郵便切手等は児童館等各施設において施錠可能なロッカーに保管し、その鍵を施設長である館長が管理することにより、適切かつ厳重な取扱いに改めます。			

函 子 企
令和 4 年 (2022 年) 9 月 13 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他 (行政監査)	
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手や IC カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
イ 郵便切手の使用について (イ) 後納郵便等の利用について 郵便切手の使用については、文書取扱規則第 27 条には、郵便切手を使用しない後納郵便等による発送の原則が規定されているが、文書取扱規則の認識不足、郵便切手の貼付による発送が常態化していることなどにより、後納郵便等を利用していない状況が見受けられた。 郵便切手の使用については、資金前渡の現金による購入や郵便切手を安全に保管しなければならないリスク、受払簿への記録、郵便切手の封筒への貼付などに要する業務量等を比較し、後納郵便等の積極的な活用に改められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
今後は監査意見を踏まえ、郵便物の発送については、原則として後納郵便を利用するとともに、郵便切手の使用については、返信用封筒への貼付または急を要する郵便物に限る取扱いに改めます。			

函 子 企
令和 4 年(2022年) 9 月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項，意見			
イ 郵便切手の使用について (エ) 郵便切手の調達について 郵便切手の調達について，基本的に調達した分は，調達した年度内に使用されるべきであるが，年度末（3月中）に調達が集中し，予算執行上好ましくない状況が見受けられた。 調達に当たっては，年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ，計画的に調達し，繰越分の縮減に努めるとともに，適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。			
措置内容，対応・考え方			
今後は監査意見を踏まえ，郵便切手の調達については，その使用時期や必要量を適切に見極めながら執行し，繰越分の縮減に努めてまいります。			